

一 議長 本件と上程いたします。

一 書記 朗 読

一 町長 本件は地方税法の改正にともない、固定資産税のベースとなるものの基準
が引上げられ、土地家屋は二万四千円、家屋は三万四千円、償却資産十五万
円が元税ととなり、賦課率収率例も改正し、昭和三十四年分か
う適用されることになり、既に賦課してあります。

一人の土地家屋、償却資産のそれぞれ、合計額が二万四千円に達し
ないものが元税となるもので、町収入には影響は少ないので御承認
願いたい。

一 議長 認努委員長より報告を求めます。

一 認努委員長 六月十五日の委員会に於て審議した結果を申し上げます。
本件は地方税法の改正にともない、賦課率収率例の改正で
あり、理事者の説明にともなう、原案通り決定いたしました。
たものであります。

一 町長 これに基く減収はどのくらいか。

一 認努委員長 家屋については税額二万三千七百円、土地三万三千円、償却資産
一万八千円、計七万四千七百円となります。

一 議長 オマハテ議案について異議ありませんか。

異議なし。

一 議長 本件は異議ないものと認め、原案通り決定いたします。

町長 オマハテ福主町の一般職員の給与に関する条例の一部（議案オマハテ九）

改正について

一 議長 本件も上程いたします。

一 書記 朗 読

一 町長 本件は一般職員の給与の一部改正であります。が、法律改正に
伴い給与体系が暫定手当て、職次、本俸に繰入れる処置がとら
れるわけでありますが、全般的なものについては近く東京都において

説明令が行なわれ根本的に改定されるわけですが期末手当の因
係について法的に処置できるようにしたい。

夏季手当についてこの条例によると、五月、勤勉手当、五月月
となり、在取期間が六月十五日で六月月末満のものは表によ
通り品々となりていたところを、改定しようとする
るもので、本年入った職員は現任臨時雇となっており、
この表は適用されないので、式採用から六月月末満の場合
は、改定かかります。

一 議長 本件について要談ありませんか。

異議なし

一 議長 議案第三号は要談なしのと認め、原案通り決定いたします。

一 議長 次の議案第四号、四号は関連します。一括上程いたします。

日程第三、初まて議会事務局設置条例の改定について (議案第四号)

日程第四、初まて職員手続条例の一部改定について (議案第四号)

一 議長 本件を上程いたします。

一 書記 朗読

一 オラニ番 オニ条の職員任免と、云々、及び「局長の次に議長を加える」と云うのは、これ
ごようか。

一 書記 オニ条は任命権者の関係で従来、局長が任命するとなっていたものに
議長を加えたものであります。

一 議長 本件について異議ありませんか。

異議なし。

一 議長 要談なしのと認め、議案第四号、及び第四号は原案通り決定いた
します。

一 議長 本件も上程いたします。

日程第五、福生町と青場使用条例の全部改定について (議案第四号)

一書記 朗 読

一 市長 湯冷蔵庫が四百三十万円で請負にあつて、電気、トールの延長、
乙さしの鉄骨等について四十万追加を要したかと湯冷蔵庫の承
認を受けたいが、来月一日から使用すると、なりました。現在冷
蔵のめまよ湯は、八五、砂川、芝浦等であります。

この使用料について八五の例にならうと案としてあります。
ます。これに伴つて使用条例の全文改正が必要となり、と教
使用料と冷蔵庫使用料と合せたものもつたものであります。
但し、この金額で収支ともなうか否かについては、冷蔵庫は一部使用
する場合と冷蔵の場合目か減るなつて、二三日置いとく場合
とあります。が、常に一定量が入つてゐると云ふものでなく、この金
額で維持管理が出来るか否か、疑問といたします。一応三十五頭く
らいを入れたとすると、電気、水道料、雑費等賄えると思ひ
ます。

と湯特別
委員

八五等でもこれで維持管理は出来るようであります。

本日十時九時より、本案につき審議し、その後現地を視察した
結果、理事者の説明のように、八五、砂川の例になつたものと、無
いものと思ひ、原案を認めた次第です。

一 市長 本件につき異議ありませんか。

異議なし

一 議長 議案オ四三号は異議ないものと認め、原案通り決定いたします。

一 議長 次の議案オ四四号、オ四四号は関連いたしますので一括上程いたし
ます。

日程オ六 水道施設買収について

(議案オ四三号)

日程オ七 水道施設物の寄附受領について

(議案オ四四号)

一 議長 本件を上程いたします。

一 書記 朗 読

一 議長 本件は先程協議会にて審議願つたものです。異議ありませんか。

カ

要談なし

一談 長 談案才四号、又、才四号は要談なしものと認め、原案通り決定
たします

日程才八、町営住宅建設について

(談案才四五号)

一談 長 本件と工程いたします

一書記 朗 読

一町 長 町営住宅は現在、百坪あり、今年カして、建つてあります
が、昨年より始つた三年計画に基づいて、今年も三十坪建て
たいと存じます

この関係は既に建設省から割当られたので、即ち受けて、ついで
弟で、町営住宅の工部決定願いたいと存じます

一建設 長

先般二十日に委員会と招集し、二十日の建設と審議いたし、

たが、敷地について、昨年は八町内の杉木森院東方敷地上に建て
まゝ、たが当初は牛込の忠霊塔東の昭和三十一年度、町営の東に
造らんとし、たが、時期的に間に合はず、幸、八町内の地主に交
渉し、容易に承諾したもので、このような点から、今度も最初、忠霊
塔の東の地主に交渉はいたします、たが、委員会として決定した
もので、即ち承諾いたしたと存じます

一才 十 番 昨年来に迫つて造つていたが、あのような状態にならぬよう、その
結果、あまり良いものでなかつたのではなか、土地の起債の関係も
あると思ひますが、今年からは気候のよいうちに完成するよう
努力願ひたい

一談 長 本件について要談ありませんか

要談なし

一談 長 本談案才四五号について、は要談なしと認め、原案通り決定いたし
ます

日程第九 助役選任に関する同意について

(議案 第四六号)

一 議長 本件を上程いたします。これは先程助役選任と審議懇い御要談を
いものと観いたします。

要談なし。

一 議長 議案 第四六号は要談なしものと認め原案通り決定いたします。

日程第十 初主電報電話局庁舎の建設に関する決議について(議案 第四七号)

一 議長 本件を上程いたします。

一言記 朗 読

一 本件 提案理由は、に書いてある通りであります。昭和十九年に発達調

査とし将来の合併も合せ考え、昭和三十一年に送場等の敷地と文傍
一丁が單一箇り、更で流れつゝなつた。更に昭和三十一年の春から文傍
が経略され、昭和三十一年六月九日に現在地に六三九坪、二の敷地と云
社が買収した。

當時の状況は、昭和二十一年計画の時期で自働用局、或は増設が進め
られてあり、昭和三十四年、三十五年の公社の予算により、この予
合建設をすゝると云う。当初の目論見であったようです。

現在自働用局の運動はいたる所、で活発に公社になされてあり
ます。が公社の予算は政府の介入によつてなされますので、政治的に
左右される段階が多くなつてあります。

初主局の現況は、初主と旧東秋田が含まれます。が加入数は八三二であり
引込の申請も受理されたものが三九二あります。更に自動化に伴
う区域は初主と羽村となつてあります。が、先般の自動化の打合について
は、瑞穂、平井も集つております。が、目下初主と羽村となつてあります。
これによる回線は三ヶ所となつてあります。今の初主局では、あと二ヶ所くら
いは増設をします。が、それ以上は庁舎の關係で、支店台の増設は困難で
あり、庁舎の増設も困難であります。

従つて現況では、三ヶ所以上は無理であつた。加入者の了解をえて、電話を今岐

いなくてはならず。電話の必要を言ふ持たず、また本会の建設も概
械的には昭和三十四年、三十五年、或は昭和三十七年三月三十一日の五年計画
満了までに実現は困難ではなか。このように思考されるのでこれを
突破として、隣接町村の理事者、試合に呼かけ、促進を計るよ
う努力願ひたい。

「三番 試合で決議することは結構であり、住民の言論を喚起して電通公社
或は郵政当局に陳情するよう願ひたい。

「九番 初ま町試合で決議すると同時に各町村とも手を握り、促進をはか
らねたいと思います。」

「四番 このようになるとか行なわれただけで促進しないとうこと
もあるので、今後は早急に実施に移すよう理事者、議長において計るべ
い。

「五番 早速に陳情したいと思います。こちらの電報電話局長からも
試合の試決或は加入者の署名運動等が有効と見え、先般岡休町村に

いとも甲入水あり、再三催促はしてあります。

今回の試決書と羽村秋多瑞穂に送り、急速に進めようとい
共には足繁く陳情し、又この地方選出議員にも依頼し、やりたい。

「六番 本件について要談ありませんか。

要談なし。

「七番 要談ないものと認め、原案通り決定いたします。

日程五 郷土館建設に因する請願について

「八番 本件は工程に入ります。

「九番 本件は先程協試合で審議されましたが、總務委員会に付託する
ことに要談ありませんか。

要談なし。

「十番 要談ないものと認め、總務委員会に付託いたします。

日程第十一 給食補助員の身分及び給与の善処等に関する請願について

一 議長 本件を上程いたします。

一 議長 本件について協議会で審議される。だが、總務委員会付託に要請ありませんか。

一 議長 要請ないものと認め、総務委員会に付託します。

日程第十二 商業者関係共同施設に対する助成請願について

一 議長 本件を上程いたします。

一 議長 本請願は富士見通り街路頭の設置に関する請願です。建設委員会の付託に要請ありませんか。

要請なし

一 議長 要請ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

日程第十四 神奈道三号線の舗装化請願について

一 議長 本件を上程いたします。

一 オ九番 総務委員として説明いたします。

貴町商店街から拝島に通ずる道路が補助道三号線であり、その基地の関係で車の通行量も多く、各町会長より舗装化の請願がなされたもの。中々改善から五日市線踏切までは水道管も埋設されてあり、オ一期としてこの区間も更に水道三九号線までオ二期として早く急に実現を計りたい。

一 オ十番 本請願について私は映子館通りより真直ぐまで銀座通りの入口貴町さんのすの道の道路までと補助道三号線と承知しておりますが、この請願によると最短距離と云うにわけてある関係上、山王橋から貴町商店までとみております。或程西村さんの方より、五日市線踏切までは三号線になっております。かどから廃道に近いように曲りに曲って青梅橋を渡り、銀座通りまで、道路が改修されることは結構、いふが町道まで舗装化は困難であらうと思われ、るので貴町商店

右より五日、記録等までも補助道に切換えて認めて頂き、舗装化する
るとは出来ませんが、現在のまゝ線では無駄と思ますので補助道に切換て
やるもの願うものであります。

道路の名称を御調べ、工八名の能川議員は御研究の上御提案願いた
い。

「オナ三番」

これは受理する方が悪い。これは補助道三線ではないとは何うか
このようにいふことは今後又議事の運営に支障も来すので注意
願うたい。

「議長」

本議程についてはいささか中建設委員会もありましたので下相
談したか、委員長もあり、どうした線がなく折角おくれた議程書
であるから委員会に付託しようといふことであり、何はき違
えていふのではなからうか。

「オナ三番」

私としては反対する意味はなく、皆林方に認識願うといふこと
で、中上りたもので本会議でなく協議会なうばと思ます。が、本会議であるう

私も意見と申し、いささか本筋が通らないと思う。協議会に移して
審議願いたと思うが、これは建設委員会に付託された場合は七人で審議
しなくてはならず、了解を得ておかないと私に責任ともないますので
申しあげ次第であります。

「オナ三番」

本件についてはオナ三番議員の意見のように遺憾に思う。この内容が建
設委員会で一応検討され、不備の点が発見され、なからう。本会議に上
程されたことは建設委員会の方で誤っているのではないか。

「オナ三番」

諸君陳情について、本委員会では検討され、理事の方で御して内容
の不備なものは本会議に提案されるべきでないと思ます。御氏から
おされたものが不備であれば内容を直して再提出するものが本来の行
方と思ます。建設委員長は不備を承知の上で提案するといふ
ようなことはよいよう、留意願うたい。

「オナ三番」

議事進行、本会議も続行すべきか、協議会とすべきか、オナ三番議員の
発言に觸れる点もありますので取計らうたい。

「第九番 紹介議員として先か目とといかめかつたと思うが、字句の修正を願って建設委員会に付託願いたい。仰る承願するなり、補助道三号線について、本市線踏切へ向う貴商を希望する」と仰訂を願いたい。

「第十三番 先程十番議員から委員会が親切心を入っていると云う発言であります。委員長より答弁願いたい。

「第十四番 私から該項について発言したところか発端となつて長い審議となったが、これは昨日は審議したてません。議長と建設委員長とにさせてあります。が、この規の委員会にはかかてありません。

私も勉強中でありまして、図面を照合して見たらこのような結果になつていたものであります。

又その時に議長から提案された場合意見として委員長は一言困る事になるので云うのだなと云う。議長の話であつた。それに基づいて今後の委員会の審議に困るので申上げたいものであります。

「第十五番 第十番議員の答弁によると、委員会に付託されてないものと審議した。に聞かせるが、又議長もそのようであるが、これは議長からの諮問であり、本会議で付託されてから担当委員会が審議すべきであり、議会の本質であるから委員長は考へて発言されたい。

「第十六番 これは該項書であり議長宛に送っているもので委員会において審議はしてないと思ひます。それを審議した如く発言されるので、第十五番議員のような疑惑を抱くもので、私の担当する建設委員会に於いては勿論、不偏不党等々あるものについては反省をいたします。が、審議しないものについて疑惑を抱くことは遺憾に思ひます。

「第十七番 該項は本会議に於いて付託されることは承知してあります。昨日の該項書、つまり拝見したとき、これを委員会に付託された場合困るのではなかつたか、と云う議員の智慧づいてあります。ので、早速に意見を申述べたものであります。

「第十八番 私も建設委員としてこの該項書を審議しようつもりではありませんでした。あれをやりようとする、三ノ線（貴商商を希望）と入れよう、と発言したと思ひ

ます。

「オ」番 昨日委員会があつて審議しなかつたであつたといふことは即ち審議してある委員長のつたことと関連してゐる。

「談」 昨日の建設委員会では審議過程にはなつてないが、一応日は通つたといふところから、商會等は補助道になつてないといふことは私から注意した。そのときに道路の名称等話合つて、請願書がまた以上談合に照つて委員会に付託し、補助道にすべく運動し、更に請願の主旨に則つた処置をとりたいといふ申し合せをした。従つて之程の委員長の発言は筋が違つたのではないかと。手違ひに於て責任は私にあり、一応委員会付託として戴き、いす水神即道に認定して戴き、従来の手取は廃道直然にあるとも思ひますので手違ひは即罷びて委員会に付託願いたい。これについて御賛成ありませうか。

要談なり。

「オ」番

の請願書はな句を降して戴いてかう付託されてはどうか。

「談」 長 水はこれについてな句を訂正して建設委員会に付託いたします。

日程オ十五旧町道直通用通化に因する請願について

「談」 長 本日は上程いたします。

「書記」 朗 読

「オ」番 これは片倉工業の中の旧町道について書面にある通り、ヤも局、御理解ある御援助により直通さして戴いたと思ひます。

「談」 長 これは旧都道であり、舗装も荒れてあり、片倉の南側の道路は本年改修を予定されてあります。

紹介 談員の説明のように片倉の門のようより崖沿いに五鉄と通り都道に接してゐたもので、片倉工業が戦時中、工場の拡張に際して道路を鎖されてゐたもので、地えより終戦後度々陳情があつたといふ何との開けようとは結構であり、新官委員会に付託し、地えの諸氏と共に善処するやうな御かと思ひます。